

感発0329第8号
令和6年3月29日

各 検疫所長 殿

健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

検疫法施行令の一部を改正する政令外3件について（施行通知）

花巻空港の国際定期便就航状況等を鑑み、下記のとおり検疫法施行令の一部を改正する政令等が公布され、令和6年4月1日から施行されることとなりましたので通知いたします。

記

1. 検疫法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第365号）
 - (1) 花巻空港を検疫飛行場として指定したこと。
 - (2) 花巻空港について、検疫所長が検疫感染症等に関し調査及び衛生措置を行うことができる区域を定めたこと。

2. 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第67号）
 - (1) 仙台検疫所総務課に課長1人を置くため、充て職規定を削除したこと。（第801条関係）
 - (2) 仙台検疫所花巻空港出張所（花巻市東宮野目）を新たに設置したこと。（別表第2（2）関係）

3. 検疫法第8条第4項の規定による検疫区域の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第42号）
 - (1) 青森港及び清水港の検疫区域の基点を変更したこと。
 - (2) 徳山下松港の検疫区域の一部を変更したこと。
 - (3) 花巻空港の検疫区域として同空港内エプロンを設定したこと。
 - (4) その他所要の改正を行ったこと。

4. 検疫法施行令第4条に基づき、調査を行う区域のうちの陸域の地域を定める等の件の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第43号）

- (1) 題名を「検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域」としたこと。
- (2) 苫小牧港、佐世保港及び石垣港について、調査区域のうち厚生労働大臣が指定する陸域の地域（以下「陸域の地域」という。）の一部を変更したこと。
- (3) 花巻空港について、陸域の地域を定めたこと。
- (4) その他所要の改正を行ったこと。